

27年度の成果は？ 要望事項をまとめ認定！

9月8日の本会議で、予算決算特別委員会に付託された平成27年度一般会計決算認定について、9月12日、13日の2日間にわたり、審査を行いました。村長・副村長・教育長・各課の課長・課長補佐に出席を求めました。議会は、議長・委員全員出席のもとに慎重に審査し、それに基づき、5項目の要望をまとめ、採決の結果、賛成8、反対2賛成多数で認定しました。

ふれあい館のあり方や方向性を示せ



ふれあい館

ふれあい館の今後は

問 年々、入場者が減っています。何か対策はありますか。

答 住民生活課長 村内の方には、毎戸に優待券を配布しています。バス利用者へ10回乗車で3時間券1枚差し上げるサービスを行っています。

問 ふれあい館は、村民の福祉を目的で営業しています。利用者は村内、村外およそ半々です。村の財政の中で補てんしているの、村外の人への対応は現状のままですか。

答 住民生活課長 当然、村の方のためにある施設ということではあります。しかし村外の方にも入っていただければ、閑散としているよりもありがたいです。村内の方にたくさん利用していただけるように、社会福祉協議会とも協議を重ね、検討していきます。

答 住民生活課長 当然、村の方のためにある施設ということではあります。しかし村外の方にも入っていただければ、閑散としているよりもありがたいです。村内の方にたくさん利用していただけるように、社会福祉協議会とも協議を重ね、検討していきます。

答 住民生活課長 同

問 ふれあい館は福祉の目的でつくりました。今後どのようなかちで、村民に還元していくのか考えてもらえますか。

答 副村長 検討していきます。

徴収の体制は

問 28年度の徴収は、何人の体制で取り組みますか。

答 税務課課長補佐 3人体制です。効率的に徴収を行っていき

いと考えています。

ALTの増員を

問 ALTの配置、予算など今後どのようにしていくのですか。

答 教育長 現状の1人では、次期学習

指導要綱に対応することは、難しいと考えています。増員に向け検討をしているところです。

※外国語指導助手

要望事項

- 一、歳入では、収納率の向上がみられるものもあるが、引き続き、村税及び私債権の徴収に全庁を上げて取り組み、税及び使用者、利用者の公平性を図ること。
- 一、ふれあい館の減収補てん金が、今年度は灯油の下落により500万円程減少したが、数年前から多額の費用をかけて運用している状況である。今後のふれあい館のあり方や方向性も含めて抜本的に見直すこと。
- 一、がん検診の受診率の向上もみられたが、医療費の削減のため、さらなる健康増進の施策を講じること。
- 一、耕作放棄地対策や農業振興策の推進を図ること。
- 一、教育の充実を図るため、指導力のあるALT（外国語指導助手）の増員を検討すること。

※主に村営住宅使用料など

討

反対 早坂 通議員

平成27年第3回定例会に提出された補正予算の専決処分は違法です。また、地域活性化、地域住民生活等緊急支援助交付金事業予算の流用、さらに目的外事業に使用する財産運用は違法であり、議決権の侵害です。このような財政運用を黙認すれば、議会の存在理由はなくなり、議会制民主主義の崩壊を招くことになり反対します。

論

賛成 清水健一 議員

平成27年度決算等審査意見書において、審査の結果、当該決算書は地方自治法第233条ほか関係法令に準拠して作成されています。予算の執行及び関連する事務は適正に行われているものと報告されており、監査委員の意見を十二分に尊重しなければなりません。よって賛成です。

反対 小野関武利 議員

繰越明許費につきましては、不正流用と私は思っています。繰越明許費の流用は、款と項を変更しながら、変更していかないとの執行の説明です。言ってみれば法を逸脱した運用であると私は思うので反対します。

賛成 南 千晴 議員

平成27年度一般会計決算額は歳入が61億3398万、歳出が58億6495万円でした。収入を見ても、昨年より収納率が伸び、徴収体制、また徴収方法の改善が図られた結果であると考えられます。また事業も、社会福祉事業をはじめ、母子保健事業など新規の事業も行っています。住民のためになったものと認識しているため賛成します。

報告

村の財政の状況は？

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、村の健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告がありました。

監査委員の意見

審査に付された書類は、いずれも適切に作成されているものと認められた。実質公債比率は、昨年度より0.6%悪化した。6%悪化した。いずれの会計でも、資金不足は生じていない。

補正予算

平成28年度
一般会計

1億5807万円
増額

福祉や教育関係の予算の増額

全員賛成で可決

補正予算の内容

歳入は、前年度繰越金の額や地方交付税などの交付額の確定による増額です。歳出は、村内の3つの保育園の保育対策総合支援事業費の補助金、10月から定期接種となるB型肝炎ワクチン予防接種の費用、耐震改修促進計画の策定費、義務教育施設整備基金及び社会教育施設整備基金への積み立て、放課後子ども教室推進事業費です。



今日の放課後わくわく教室は論語

健全化判断比率

(単位：%)

区分	早期健全化基準 早期健全化基準を 値以上となった 場合、議会の議 決を経て財政健 全化計画を策定	財政再生基準 「将来負担比率」を 除く3つの比率のい ずれかが財政再生基 準以上である場合、 財政再生計画を策定	
		15.0	20.0
実質赤字比率 福祉や教育関係など 基本的な行政サービ スを行う会計の赤字 の程度を示す指標	村は黒字、ま たはゼロのため 該当なし	15.0	20.0
連結実質赤字比率 自治体全体の赤字の 程度を示す指標	村は黒字、ま たはゼロのため 該当なし	20.0	30.0
実質公債比率 公債費(借金)等が どの程度の財政負担 となっているかを示 す指標(3年間の平均 値)	7.4	25.0	35.0
将来負担比率 将来財政を圧迫する 程度を示す指標	村は該当なし	350.0	-

資金不足比率

(単位：%)

区分	資金不足比率 各公営企業の資金不足の 事業の規模に対する割合		経営健全化基準
	20.0		
上水道事業会計	村は該当なし		20.0
公共下水道事業 特別会計	村は該当なし		
農業集落排水事業 特別会計	村は該当なし		
自然エネルギー発電事業 特別会計	村は該当なし		

条例制定

農業委員会の定数決定

農業委員

農地利用最適化推進委員

7人 12人

農業委員会法の改正とは？

農業委員会が、その主たる使命である、「農地利用の最適化」をより良く果たせるようにする改正です。

現在の農業委員会

新たな農業委員会

選出方法
選挙制と市町村長との選任制(議会・団体推薦) → 変更 → 任命制(村長が議会の同意を得て任命)

業務内容
「担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地発生防止・解消」の任意業務 → 任意業務から必須業務に明確化 → 「農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進」

組織構成
農業委員(主に法律関係) → 変更 → 農業委員(主に法律関係) → 新設 → 農地利用最適化推進委員(主に現地活動)

農地利用最適化推進委員の仕事は

推進委員の仕事は

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の委員定数に関する条例と農業委員会の農地利用最適化推進委員定数に関する条例が制定されました。農地利用最適化推進委員の定数の上限は、農業委員会の区域内の農地面積のha数(榛東村農地台帳面積706ha)を100で割った数以下と示されていることから、7人としています。農業委員と推進委員の合計は19人です。
全員賛成で可決

問 今回、新たにできる推進委員の仕事や立場はどのようなものですか。

答 産業振興課長 農業委員は、主に農

業委員は、主に農地法の法律関係の判断を行う機関という位置づけと考えています。推進委員は、現場の方の農地の集積、集約化、耕作放棄地対策などの役割を担うものと考えています。

新たな農業委員会制度が
平成29年5月14日からスタートします

地法の法律関係の判断を行